

受付番号 No. _____

山 鹿 市 水 道 使 用 届

年 月 日

(宛先)山鹿市水道事業管理者

届出人

住所

氏名

電話番号

このことについて、山鹿市水道事業給水条例第15条
山鹿市水道事業給水条例第22条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

入居日	年 月 日	開栓日時	年 月 日 時		
水栓所在地	山鹿市 アパート名 借家(家主名)				
フリガナ		電話	不動産会社名		
使用者氏名	印	—			
住民登録地		生年月日	年 月 日		
連絡先 もしくは 勤務先		電話番号	利用者数		
届出事由	①使用開始 ②名義変更 ③新規開栓	支払方法	①口座振替 ②納入通知書	送付先	
				〒	電話

- ※ 山鹿市水道事業給水条例が契約の内容とします。
- ※ 水道料金が3か月以上滞納しますと、山鹿市水道事業給水条例第38条第1項の規定により、完納されるまで給水を停止することとなります。
- ※ 上・下水道料金は 年 月分より請求致します。
- ※ 口座振替は毎月25日となっております。(土曜、日曜、祭日の場合は翌日)
- ※ 口座振替を御希望の場合は、山鹿市水道局、市建設部下水道課、各銀行の山鹿市内の支店、郵便局の受付に申込用紙が設置してあります。

お客様番号

メーター番号

行政区

開栓指示